

NO	項目	詳細	OKの状態	NG事例
1	雇用形態 試用期間	雇用形態が「正社員」となっているのに、補足欄などに「契約社員の可能性あり」「試用期間後に契約更新」「有期雇用の可能性あり」などの期間についての記載がある場合は差し戻し対象です。 ✧ ポイント 「正社員＝期間の定めなし」である必要があります。 「正社員」は無期雇用が前提のため、期間の定めがある記載は矛盾しています。 有期雇用の可能性がある場合は、「契約社員」として明記してください。	雇用形態：契約社員（正社員登用制度あり） 雇用形態：正社員（試用期間3ヶ月あり／その後無期雇用に移行）	雇用形態：正社員／補足：契約は6ヶ月更新制 雇用形態：正社員／補足：試用期間後に継続判断あり
2	勤務地	求人票に「海外勤務あり」「全国各地で勤務」などと記載されていても、具体的な国名や都道府県が記載されていない場合は差し戻し対象です。 ✧ ポイント 求人票には、最低でも都道府県（または海外の場合は国名）を記載する必要があります。 「リモート勤務」や「プロジェクトに応じて変動あり」と書かれている場合でも、所属拠点・勤務地候補など何らかの具体情報が必須です。	勤務地：東京都内各店舗／勤務地：ベトナム（ホーチミン支社）	勤務地：全国勤務／勤務地：海外のみの記載
3	勤務地備考	「リモート勤務」「直行直帰」とだけ書かれていて、所属する拠点・事業所の記載がない場合は差し戻し対象です。 ✧ ポイント 勤務形態にかかわらず、必ずどの事業所に所属するのか（＝「籍を置く場所」）を記載する必要があります。 勤務形態に関係なく、所属する事業所名（例：本社・支店など）を記載してください。	リモート勤務（所属：本社／東京都渋谷区）	完全リモート勤務・直行直帰のみの記載で所属拠点なし
4	受動喫煙防止策	具体的な対策の記載がない場合は差し戻し対象です。 ✧ ポイント 禁煙の場所、喫煙室の有無など具体的に記載してください。	受動喫煙対策：屋内原則禁煙（喫煙室あり） 受動喫煙対策：屋外に喫煙スペースあり（建物から10m以上離れて設置）	受動喫煙対策：その他（のみ記載） 受動喫煙対策：その他（詳細記載なし）
5	就業時間	勤務時間が6時間を超えているのに、休憩時間が45分未満の場合は差し戻し対象です。 法律上、6時間を超える勤務には最低でも45分の休憩が必要です。	勤務時間：9:00～16:30（7.5時間）、休憩：1時間 勤務時間：10:00～17:00（7時間）、休憩：45分	勤務時間：9:00～16:30（7.5時間）、休憩：30分 勤務時間：10:00～17:00（7時間）、休憩なし
6	就業時間	勤務時間が8時間を超えているのに、休憩時間が60分未満の場合も差し戻し対象です。 法律上、8時間を超える勤務には最低でも60分の休憩が必要です。	勤務時間：8:00～17:00（9時間）、休憩：60分	勤務時間：9:00～18:00（9時間）、休憩：45分 勤務時間：8:00～17:00（9時間）、休憩なし

NO	項目	詳細	OKの状態	NG事例
7	就業時間	勤務時間が8時間勤務を超える場合の残業代の支払いについて記載がない場合は差し戻し対象です。 ★ ポイント 法定労働時間は1日8時間・1週40時間です。8時間を超える分は時間外労働になるため記載が必要です（36協定＋割増賃金）。 制度で運用する場合は、変形労働時間制／フレックス／裁量労働等の制度名・期間・要件を必ず記載してください。 固定残業代制：時間数・金額・超過分別途支給・所定時間の4点セット必須です。	パターンA：超過分は“残業”として別記 勤務時間：9:00～18:00（所定8時間）／休憩：60分 時間外労働：あり（月平均20時間、36協定に基づく） 残業手当：法定どおり支給（1分単位／25%～、深夜25%加算） パターンB：変形労働時間制（1か月単位）の明示 勤務時間：変形労働時間制（1か月単位）・週平均40時間以内 シフト例：10:00～19:00（実働8h） 休憩：60分 ※清算期間内で週平均40時間以内 パターンC：固定残業代制の必須4点を明示 勤務時間：9:00～18:00（所定8時間）／休憩：60分 固定残業代：月20時間分・30,000円を給与に含む（超過分は別途支給） 想定残業：月10～20時間程度	勤務時間：9:00～18:30（実働8.5時間） 休憩：60分 ※30分の超過分の扱い（残業 or 制度）が記載されていない 勤務時間：変形労働時間制 ※制度名のみで期間、要件が記載されていない 勤務時間：9:00～18:00（所定8時間） 休憩：60分 固定残業あり ※固定残業についての時間数・金額・超過分の扱いが記載されていない
8	就業時間	就業時間の欄に「営業時間」や「開店～閉店時間」など、実際の勤務時間ではない内容が記載されている場合は差し戻し対象です。 ✂ ポイント 「就業時間」は、応募者が実際に働く時間を記載する欄です。 「営業時間」「受付時間」などの表現だけでは、労働時間が不明なためNGです。	勤務時間：シフト制（例：9:00～18:00／実働8時間） 勤務時間：10:00～19:00（休憩1時間）※営業時間：9:00～21:00	勤務時間：10:00～21:00（※実際は店舗の営業時間） 勤務時間：9:00～22:00（詳細な実働時間の記載なし）
9	想定給与	給与形態が「日給」または「時給」となっているにもかかわらず、金額や補足情報が不足している場合は差し戻し対象です。 ✂ チェックポイント 日給制・時給制の場合は、必ず金額の明記が必要です。また、割増賃金（残業・深夜・休日手当）や交通費の有無なども明確に記載してください。	時給1,200円（交通費別途支給／深夜手当あり） 日給10,000円（残業代別途支給）	賃金形態：日給 ※金額未記載 賃金形態：時給制 ※詳細不明・手当の有無記載なし
10	想定給与	月給制となっている場合は、基本給・固定手当・固定残業手当などの内訳が明記され、かつ合計と一致しているか確認してください。不明な場合は差し戻し対象です。 ✂ ポイント 月給表記がある場合は、必ず内訳の記載が必要です。 金額の合計が月給と一致していない場合や、手当の内容があいまいな場合は差し戻し対象です。 「固定残業代を含む」と書かれていても、時間数や金額の明記がない場合は差し戻し対象です。	月給25万円（基本給20万円＋固定残業代3万円＋通勤手当2万円） 月給28万円（基本給24万円＋固定残業手当4万円）	月給25万円（内訳の記載なし） 月給20万円（基本給：15万円＋固定残業代：2万円）←合計不一致
11	想定給与	賃金形態（時給／日給／月給など）と、実際に記載されている金額の単位が一致していない、または混在している場合は差し戻し対象です。 ✂ ポイント 賃金形態と金額の単位（時給・日給・月給など）は必ず一致させる必要があります。	賃金形態：月給制 月給：250,000円（基本給180,000円＋固定残業手当30,000円＋その他手当40,000円）	賃金形態：時給制 月給：250,000円（←時給なのに月給記載） 賃金形態：日給制 月給目安：300,000円（←「日給制」なのに月給表現のみ）

NO	項目	詳細	OKの状態	NG事例
12	休日・休暇	求人票に記載されている休日・勤務日数の情報が、4週4休（最低月4日の休日）を下回っている、または判断できない場合は差し戻し対象です。 ✧ ポイント 「4週4休以上」は最低ラインです（例：週1日休みでもOK、ただし月4日は絶対必要）。 「月1～2日休み」「週7日勤務」のような表現は法律違反となるため差し戻し対象です。 曖昧な記載（「応相談」「不定休」など）しかない場合も差し戻し対象です。	休日：週2日制（シフト制） 休日：月8日以上（4週4休を満たす） 休日：完全週休2日制	休日：月1～2日 休日：不定休（記載なし） 勤務日数：週7日勤務、シフトにより変動（休日の明記なし）
14	年齢	求人票の中に「〇歳以下歓迎」「30代限定」「若手が活躍中」など、年齢を限定・強調するような表現が含まれている場合は差し戻し対象です。 ✧ ポイント 「若手活躍中」などの表現も実質的に年齢制限と受け取られる可能性があるため注意してください。 業務上の合理的な理由がある場合を除き、年齢に関する記載は差し戻し対象です。	キャリア形成のため、長期勤続が見込まれる方を歓迎（※例外事由3号のイに該当） 応募資格：職務経験2年以上（年齢制限なし）	35歳以下限定／20代活躍中 高齢者不可／若い方歓迎 30歳くらいまでの方を希望
13	全体	求人票の中に、性別を限定するような表現（例：「女性限定」「男性に向いています」など）が含まれている場合は差し戻し対象です。 ✧ ポイント 募集内容に「男性のみ」「女性におすすめ」など性別を前提とした記載がある場合は差し戻し対象です。 制服や更衣室など、性別に関連する要素がある場合でも、業務上の必要性がある場合を除き、性別での制限は不可です。	制服：男女どちらも着用できるスタイルを用意しています 更衣室あり（性別に応じて区分）	女性限定／男性のみ 女性が活躍中だから女性歓迎！ 男性の方が望ましい職場です
15	全体	求人票の中に「日本人限定」「外国籍不可」「中国人歓迎」など、人種・民族・国籍を条件づけるような記載があれば差し戻し対象です。 ✧ ポイント 出身地や民族・国籍を理由にした記載は禁止されています。 必要な場合は「語学力」や「在留資格」など、業務に必要な条件のみを記載してください。 「日本人限定」「外国人不可」などの表現は削除し、業務上必要なスキル（例：日本語能力など）に言い換えてください。	業務上必要なため、日本語でのビジネス会話ができる方を歓迎 多国籍のスタッフが在籍しています（参考情報として）	日本人限定／外国人不可 アジア系歓迎／純日本人希望 「〇〇民族は採用対象外」などの記載
16	全体	求人票の中に「日本国籍限定」「外国籍不可」「日本人のみ」など、国籍や国家を条件にした記載がある場合は差し戻し対象です。 ✧ ポイント 国籍による応募制限は原則禁止されています。 「日本国籍限定」「外国人不可」などの表現は削除し、業務上必要なスキル（語学力など）や法的資格（就労ビザなど）の表現に言い換えてください。	業務上、日本語での読み書き・会話が必要です 外国籍の方は、就労可能な在留資格が必要です	日本国籍を有する方に限る／外国籍の方は不可 日本人のみ応募可／外国籍の方は対象外 「外国人応募不可」「日本人限定」の記載
17	全体	求人票に「健康な方」「体力に自信がある方のみ」「精神的に強い方歓迎」など、心身の状態に関する条件づけがある場合は差し戻し対象です。 ✧ ポイント 心身の状態を前提に応募を制限するような表現は差し戻し対象です。 業務に必要な体力・集中力・注意力などを具体的に説明している場合は問題ありません。 抽象的な表現や誤解を招く表現（例：「弱い方は不向き」など）も差し戻し対象です。 必要な業務条件がある場合は、「一定の重量物の運搬がある」など具体的に業務内容として記載してください。	業務内容：重量物（15kg程度）の運搬あり 緊急時に走る必要がある業務のため、一定の身体的負荷があります	心身ともに健康な方 体力のない方は不可／精神的にタフな方を希望 体調を崩しやすい方は応募をご遠慮ください

NO	項目	詳細	OKの状態	NG事例
18	全体	求人票に「〇〇市出身の方歓迎」「通勤時間30分以内限定」「自転車通勤できる方のみ」などの記載がある場合は差し戻し対象です。 ♪ ポイント 出身地・現住所・通勤距離や手段などを応募要件として限定するのは「通勤時間に無理のない範囲」などの曖昧な表現も含め差し戻し対象です。 通勤手段や距離に関する条件が業務上必要な場合は、その具体的理由（例：夜間シフトのため公共交通が利用できない等）を記載してください。 通勤方法や交通費の支給条件など、業務に直接関係する説明であれば問題ありません。	遠方の方は通勤可能かどうかをご自身でご確認ください 通勤困難な地域からのご応募には社宅制度あり	〇〇区在住者限定／近隣在住の方を歓迎 車通勤できる方のみ／自転車通勤は不可 1時間以内で通勤できる方を希望
19	全体	求人票の中に「元●●は応募不可」「フリーターはご遠慮ください」など、過去や現在の職業を理由に応募を制限するような記載がある場合は差し戻し対象です。 ♪ ポイント 特定の職歴・雇用形態（例：フリーター・無職・夜職など）過去の経歴を理由に応募を制限する記載は差し戻し対象です。 スキルや経験を求める場合は、「歓迎」「尚可」など中立的な表現にする必要があります。	業界未経験の方も歓迎します 異業種からの転職も多数在籍しています	水商売経験者は不可 風俗・夜職経験者はお断り 〇〇業界出身者の応募はご遠慮ください
20	全体	求人票の中に、応募にあたって特定の宗教・思想・信条を条件とするような記載がある場合は差し戻し対象です。 ♪ ポイント 信仰の有無や宗派、思想、政治的信条などで応募条件を設けることはできません。 暗に宗教・思想を問うような表現も差し戻し対象です。	特定の宗教・信条などに関する記載が一切ない 宗教や信条にかかわらず応募歓迎と明記している	〇〇教信者の方は不可 無宗教の方歓迎／特定の宗教に加入していない方 政治活動を行っていない方のみ応募可
21	全体	求人票に、出自・身分・家柄などによって応募を制限するような表現（例：「由緒ある家庭出身の方歓迎」「家柄重視」など）が含まれている場合は差し戻し対象です。 ♪ ポイント 「家柄」「門地」「血筋」「出自」「身分」など、生まれに関する条件や表現は差し戻し対象です。 表現が抽象的な場合（例：「立派な家庭」など）も、差し戻し対象となる可能性があります。	出身地域や家柄に関する記載が一切ない 「どのような環境の方でも応募歓迎」など、多様性を前向きに捉える表現	部落出身者は不可 良家の子女歓迎／家柄のしっかりした方 旧家・名家出身歓迎 士族・華族などの表現を用いた制限